

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長

人事院による本年夏季一時金に関する特別調査について

人事院においては、民間企業における夏季一時金に関する特別調査を実施することとなり、本日、別添のとおり調査の概要が公表されました。

本年の民間企業における夏季一時金は、これまでの各種の発表によると、前年に比べ10%を超えるマイナスになっているとするものもあり、人事院としては、緊急に民間の一時金の支給状況を把握する必要があると考え、今回の調査を臨時に実施することとされたものです。

各地方公共団体におかれては、下記事項に留意の上、適切な対応をとられるよう、お願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 人事院による今回の調査の趣旨を鑑みれば、各地方公共団体においても、その実情を踏まえつつ、情勢適応の原則の観点から、その対応について十分な説明責任を果たす必要があると考えられること。
- 2 各人事委員会において各地域における独自の統計調査を実施する場合の具体的な留意事項については、別途連絡することとしていること。
- 3 今回の調査は、人事院において、例年の民間給与実態調査とは別に、緊急に民間の一時金の支給状況を把握する必要があると考え、臨時に民間企業における夏季一時金に関する特別調査を実施することとしたものであり、今後の国家公務員に係る対応について注視されたいこと。
- 4 期末・勤勉手当の支給に係る基準日を踏まえれば、今後、今回の調査の結果に基づく速やかな対応が必要となることも考えられるため、人事委員会事務局、人事担当課、財政担当課及び市区町村担当課との間の情報共有には、特に留意されたいこと。

問合せ先	給与第一課長	合田秀樹
	(03)3581-1194 (直通)	
	課長補佐(労働経済班)	近藤明生
	課長補佐(俸給班)	保川和敏
	(03)3581-5311 (内線) 2513、2512	

平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査について

平成21年4月6日

人 事 院

国家公務員の特別給については、月例給と同様に、例年5月から行う職種別民間給与実態調査により、精確に民間の支給実績を把握し、それに基づいて官民比較を行い、毎年夏に必要な応じ改定を勧告しているところである。

本年の民間企業における夏季一時金は、これまでの各種の発表によると、前年に比べ10%を超えるマイナスになっているとするものもある。本院としては、例年の職種別民間給与実態調査とは別に、緊急に民間の一時金の支給状況を把握する必要があると考え、臨時に民間企業における夏季一時金に関する特別調査を実施することとした。その概要は次のとおりである。

1 調査期間

4月7日(火)～4月24日(金) (18日間)

2 調査対象企業

職種別民間給与実態調査の対象企業(全国の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の企業)から抽出した約2,700社

3 調査の方法

人事院による郵送調査(電話等による依頼を実施)

4 調査の主な内容

- (1) 本年夏季一時金の支給の決定状況
- (2) 本年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金
- (3) 前年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金

以 上



企業番号 (記入不要)	
----------------	--

平成21年 民間企業における夏季一時金に関する調査

人 事 院

企 業 名	企業全体の常勤従業員数	
	人	
担当者所属	役職・氏名	連絡先電話番号

※ 調査内容に関して照会させていただく場合がありますので、御担当者の所属、氏名、連絡先について御記入ください。

貴社の本年夏季一時金に関しまして、該当する口に✓を記入の上、所要事項を記入してください。なお、調査票は同封の封筒により4月24日までにご返送ください。

担当：人事院給与局給与第一課俸給班・労働経済班
 電話 03(3581)5311 (内線2512・2513)
 FAX 03(3581)5672

○ 本年の夏季一時金の支給額、支給月数は

<input type="checkbox"/> 決定(妥結)済	本年夏の支給 (決定・回答結果)		前年夏の支給 (決定結果)	
	支給額		支給額	
	円		円	
<input type="checkbox"/> 回答済	支給月数	従業員平均賃金	支給月数	従業員平均賃金
	月分	円	月分	円

※1 一時金を月数ベースでのみ決定(妥結)・回答している場合には、支給月数及び従業員平均賃金のみを御記入いただけても差し支えありません。

※2 全従業員の支給額・月数及び平均賃金が不明である場合には、事務系の全従業員の支給額・月数及び平均賃金等、一部従業員のものでも差し支えありません。

- 年間支給額・月数のみ決定(妥結)又は回答済
- 未定

○ 本年の一時金の年間支給額、支給月数は

- 決定(妥結)済
- 回答済

本年の支給 (決定・回答結果)		前年の支給 (決定結果)	
年間支給額		年間支給額	
円		円	
年間支給月数	従業員平均賃金	年間支給月数	従業員平均賃金
月分	円	月分	円

※ 年間支給額・月数及び従業員平均賃金について、上記※1、※2に同じ。

平成21年4月6日

各人事委員会事務局 御中

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室

人事院による本年夏季一時金の調査に係る対応について

標記については、本日付け総行給第47号により通知したところですが、貴団体における対応の予定について、下記のとおり当室あてに回答願います。

回答内容は、総務省としてとりまとめ、公表する場合がありますので、ご留意下さい。

なお、回答に当たっては、人事担当課及び財政担当課にもその内容を伝えられるようお願いいたします。

記

- 1 調査内容：別添「調査要領」参照
- 2 回答期限：平成21年4月17日（金）
- 3 回答方法：添付のエクセルシート（回答票）を給与能率推進室 小島までメールで送信してください。（ n2.kojima@soumu.go.jp ）

【問い合わせ先】

総務省自治行政局公務員部

給与能率推進室給与第二係：大角・小島

電話（直通）03-5253-5549

調 査 要 領

I 独自統計調査の実施について

1 貴人事業委員会では、本年の夏季一時金について、独自の統計調査を実施しますか。以下のいずれかを選択してください。

- (1) 実施する
- (2) 実施しない
- (3) 人事院の調査結果を踏まえて実施の有無を決める

2 上記1で(1)～(3)と決定した理由を記入してください。((1)～(3)いずれの場合にも記入すること。)

II 調査の概要について

上記Iで「(1) 実施する」と回答した場合、以下の項目について回答して下さい。

- (1) 実施期間
調査開始日・終了日と調査日数について
- (2) 調査対象事業所数（実数）
実際に調査する事業所数について
- (3) 調査対象事業所の選定方法
どのような母集団から、どのような基準・方法で抽出するか
- (4) 調査の方法
実地調査、通信調査の別について（複数回答可）
- (5) 調査項目
どのような項目を調査するか
- (6) その他
特記すべき事項について

本年夏季一時金調査に係る対応状況

団体名		〇〇県人事委員会
担当者	所属 役職	
	氏名	
電話番号		
メールアドレス		

I 独自統計調査の実施について

1 実施の有無

2 理由

II 調査の概要について

調査項目	(1) 実施する	(2) 実施しない	(3) 人事院の調査結果を踏まえ決定	1で(1)~(3)と決定した理由	(1) 実施期間			(2) 調査対象事業所数(実数)
					開始日	終了日	日数	
回答							1	

※ (1)~(3)のいずれかに「1」を入力。

※ (1)~(3)いずれの場合でも必ず入力。

※ 入力不要

(I 2の記入例)

- ・国の動向や情勢適応の原則を踏まえつつ、地域民間給与水準を適切に反映するためには、多くのサンプルを得る必要があると判断したため。
- ・今回の調査とその結果に基づく措置は、暫定的なものであり、最終的には、例年の給与勧告に基づく給与改定で調整することが見込まれるため。
- ・人事院の調査結果が活用できる場合は、コスト面を考慮し、その結果の活用を検討する予定であるため。

(3) 調査対象事業所の選定方法	(4) 調査の方法（複数回答可）		(5) 調査事項	(6) その他特記事項
	① 実地調査	② 通信調査		

※ ①～②いずれか又は両方に「1」を入力。

（Ⅱ(5)の記入例）

- ・従業員数
- ・妥結状況
- ・前年と本年の支給額
- ・前年と本年の支給月数
- ・平均賃金

平成21年4月6日

各人事委員会事務局 御中

総務省自治行政局公務員部

給与能率推進室

本年夏季一時金の独自の統計調査を実施する場合の具体的留意事項について

本日付け総行給第47号のとおり、各人事委員会においては、人事院による調査を補完するため、各地域における独自の統計調査を実施することも考えられますが、独自の統計調査を実施する場合には、下記の事項に留意して実施することが必要であるので、念のため連絡します。

記

- 1 独自の統計調査の実施の要否については、人事院による調査の趣旨や手法を踏まえ、各人事委員会において判断すべきものであること。
- 2 人事院による調査については、各人事委員会からの要請に応じ、それぞれの所管区域のデータを提供できるよう、当室から人事院給与局給与第一課（労働経済班）に依頼していること。
- 3 独自の統計調査を実施する場合には、職種別民間給与実態調査の実施に支障を来さないことが必要であること。
 - (1) 人事院による調査と対象企業が重複しないよう努めること。
 - (2) 5月上旬には職種別民間給与実態調査が実施されることも踏まえ、調査項目の簡素化に努めるとともに、調査の趣旨を十分に説明する等、調査対象企業の理解を得られるよう留意すること。
- 4 独自の統計調査を実施する場合には、統計法（平成19年法律第53号）第24条第1項に規定する総務大臣への届出が必要となること。
 - (1) 総務大臣への届出は、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第

1 項の規定に基づいて都道府県及び指定都市が独自の統計調査を行う場合に、同条第 2 項の規定により、当該届出に係る統計調査を行う日の 30 日前までに所要の事項を記載した書類を届け出ることにより行うこととされているところ、「地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査に係る届出の手續等に関する事務処理要領」（平成 21 年 1 月 23 日総務省政策統括官（統計基準担当））第 3 の 1（2）によれば、届け出る事項等の一部が確定していない場合には、確定している範囲で届出を行い、確定し次第、届出事項記載書等の差し替えを行うものとされていること。

(2) (1)のほか、届出手続及び届出手続に係る事前相談をする場合には、総務省政策統括官（統計基準担当）統計審査官室（担当：内山 tel:03-5273-1147）において対応すること。また、本事務連絡の内容については、同室において了知済みであること。

【問い合わせ先】

総務省自治行政局公務員部

給与能率推進室給与第二係：大角・小島

電話（直通）03-5253-5549